

⑤2024年1月1日時点で生活保護(生活扶助に限る)を受けていた(後記【備考】を参照) ・該当しない ・該当する

(2) 判定

上記(1)の⑤に該当する場合は、これ以降の計算を行わず、(合算前の)その人の支給額算定基準額や貸与額算定基準額を0円とします。また、①が135万円以下であって、かつ、「②が1～3」、「③が1～2」、「④が該当する」のいずれかに該当する場合は、これ以降の計算を行わず、(合算前の)その人の支給額算定基準額や貸与額算定基準額を0円とします。

2. 地方税法附則第3条の3第4項に定める非課税限度に該当するかどうかを確認します。

(1) 判定のための項目

- | | | |
|--|------------------------|-------------|
| ①合計所得金額 | <input type="text"/> | 円 |
| ②繰越控除額 | <input type="text"/> | 円 |
| (「②繰越控除額」と「③総所得金額等」は、いずれかがあればもう一方は不要です。) | | |
| ③総所得金額等 (①－②) | <input type="text"/> | 円 |
| ④配偶者控除等 | ・ 空欄 ・ 0(初期値) | |
| (配偶者特別控除額は関係ありません。) | ・ 1(一般の控除対象配偶者) | |
| | ・ 2(老人控除対象配偶者) | |
| | ・ 3(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者) | |
| ⑤扶養控除情報 一般 | <input type="text"/> | (数字を記入します。) |
| ⑥扶養控除情報 特定 | <input type="text"/> | (数字を記入します。) |
| ⑦扶養控除情報 老人 | <input type="text"/> | (数字を記入します。) |
| ⑧16歳未満扶養親族 | <input type="text"/> | (数字を記入します。) |
| ⑨扶養親族の数 | <input type="text"/> | (数字を記入します。) |

扶養親族の数は、④が1～3の場合は1、そうでなければ0とし、それに⑤⑥⑦⑧を合計します。

(2) 判定

(1)の項目を用いて以下の判定を行います。

$$\textcircled{3} \leq 35 \text{ 万円} \times (1 + \textcircled{9}) + (32 \text{ 万円} \times \textcircled{*}) + 10 \text{ 万円}$$

※⑨が1以上の場合のみ加算します。

この判定に当てはまる場合、これ以降の計算を行わず、その人の支給額算定基準額や貸与額算定基準額を0円とします。

3. 「子ども」の数を確認します(大学院を除く)。

(1) 判定のための項目

生計維持者の上記2. (1)⑤(扶養控除情報 一般)～(⑧16歳未満扶養親族)を用います。この数は、生計維持者が年末調整や確定申告等で税務署等に申告した扶養親族が、年齢等に区分されて計上されています。

(2) 判定

生計維持者の上記2. (1)⑤(扶養控除情報 一般)～(⑧16歳未満扶養親族)のうち、以下①②のいずれにも該当しない人が「子ども」です。「子ども」の人数を計上します。

- ①その生計維持者の尊属である人。
- ②その生計維持者より年長である人。

※ 既に機構に「子ども」の数を申告している場合には、基本的には、「その機構に申告した数」と「上記(1)の数の合計」のいずれか小さい方が「子ども」の数になります。

[Ⅱ] 支給額算定基準額の計算手順

※ この章は給付奨学金の判定に関する部分です。貸与奨学金の判定は、次章「[Ⅲ] 貸与額算定基準額の計算手順」をご覧ください。

1. 支給額算定基準額の計算

(1) 計算のための項目

- | | | |
|---|----------------------|---|
| ① <u>課税所得額(課税標準額)</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ② <u>市町村民税 調整控除額</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ③ <u>市町村民税 調整額</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ④ 課税者(自治体)が政令指定都市である ・ 該当しない ・ 該当する | | |

(2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。0円未満となった場合は0円とします。

$$\text{支給額算定基準額(100 円未満切捨て)} = \text{①} \times 0.06 - (\text{②} + \text{③})^{\ast}$$

※ ④に該当する場合、(②+③)の部分に 3/4 を乗じます。

※ 生計維持者が本人を2. (1)⑤の扶養控除情報 一般の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が 2005/1/2～2005/4/1 いずれかの日である場合、その生計維持者の支給額算定基準額から 7,200 円を控除します。

2. 支給額算定基準額の合算と判定

奨学金申込者(または奨学生)の生計維持者(両親がいる場合、その2名)及び本人の「支給額算定基準額」を上記までの方法で計算し、合算して支援の区分を判定します。

(1) 支給額算定基準額の合算額が 100 円未満の場合

第Ⅰ区分(満額の支援)となります。

(2) 支給額算定基準額の合算額が 100 円以上 25,600 円未満の場合

第Ⅱ区分(満額の 2/3 の支援)となります。

(3) 支給額算定基準額の合算額が 25,600 円以上 51,300 円未満の場合

第Ⅲ区分(満額の 1/3 の支援)となります。

(4) 支給額算定基準額の合算額が 51,300 円以上 154,500 円未満の場合

以下のいずれかに該当する場合に限り、第Ⅳ区分となります。

① 申込者(または奨学生)本人が多子世帯に属している場合。

多子世帯に属しているとは、生計維持者の「子ども」の数(実子や養子の数ではなく、「[Ⅰ] 共通する事項の計算手順 3」で確認した数)の合計が3以上であり、かつ、申込者(または奨学生)本人が生計維持者に扶養されている場合をいいます。

② ①に該当しない場合であって、申込者(または奨学生)本人が、文部科学省の公表する理工農系の学科等に属している場合。

③ ①に該当しない場合であって、この判定を行ったのが予約採用の選考である場合。ただし、③に該当する場合は、進学先が文部科学省の公表する理工農系の学科等でなければ支援の対象になりません。

※ 支給額算定基準額が第Ⅳ区分相当で、上記のいずれにも該当しない場合、判定ツールでは「第Ⅳ区分(支援対象外)」と表示されます。

[Ⅲ] 貸与額算定基準額の計算手順

1. 貸与額算定基準額の計算

(1) 計算のための項目

① 課税所得額(課税標準額) 円

② 市町村民税 調整控除額 円

③ 課税者(自治体)が政令指定都市である ・ 該当しない ・ 該当する

(2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。0円未満となった場合は0円とします。

貸与額算定基準額(100 円未満切捨て) = ① × 0.06 - ②※

※ ③に該当する場合、②に 3/4 を乗じます。

※ 生計維持者が本人を2. (1)⑤の扶養控除情報 一般の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が 2005/1/2～2005/4/1 いずれかの日である場合、その生計維持者の貸与額算定基準額から 7,200 円を控除します。(大学院ではこの控除の適用はありません。)

2. 貸与額算定基準額の合算とその他の控除

全ての生計維持者(大学院では本人及び配偶者)について上記1. (2)を計算し、合算した後、一定の条件に該当する世帯については以下(1)①～③の控除を行います。控除後の額が0円未満になる場合、0円とします。

(1) 多子世帯控除、ひとり親控除、私立自宅外控除

① 多子世帯控除: 生計維持者の「子ども」の数(実子や養子の数ではなく、「[I] 共通する事項の計算手順 3」で確認した数)の合計が3以上のとき、合算額から「4万円 × (「子ども」の数 - 2)」を控除します。例えば、「子ども」の数が5人なら、控除額は12万円です。

② ひとり親控除: 「生計維持者が1人のみであって、その人が本人の父か母のいずれかである」もしくは「生計維持者が[I] 1. (1)判定のための項目のうち③本人該当区分 控除対象寡婦・ひとり親が「1(寡婦)・2(ひとり親)」のいずれかに該当する場合、4万円を控除します。

③ 私立自宅外控除: 在学採用に限り、申込者本人が私立の学校(大学、短期大学、高等専門学校の4～5年次、専修学校専門課程)に自宅外から通学する場合、2万2千円を控除します。

※ 大学院ではこれらの控除の適用はありません。

(2) 判定

合算・控除後の貸与額算定基準額を機構が定める収入基準額(下記①～③)と比較して判定します。

① 第一種奨学金の家計基準…貸与額算定基準額が 189,400 円以下

(大学院では 修士相当の課程 66,400 円以下、博士相当の課程 80,100 円以下。ただし、収入基準額を一定程度超過していても適格となる場合があります。)

② 第二種奨学金の家計基準…貸与額算定基準額が 381,500 円以下

(大学院では 修士相当の課程 155,300 円以下、博士相当の課程 299,800 円以下)

③ 第一種・第二種奨学金を併用する場合の家計基準…貸与額算定基準額が 164,600 円以下

(大学院では 修士相当の課程 61,600 円以下、博士相当の課程 66,400 円以下)

(注) 生活保護を受給している場合は、申込の際に申告が必要です。そのうえで、生活保護情報を用いて 2024 年1月1日時点で生活扶助を受給しているかを確認する必要があります。

以上